三島稅務署申告相談会

□ 三島税務署 ☎ 055-987-6711

と き 2月13日(金) ~3月16日(月) 9:00~17:00

※期間中、土曜日、日曜日を除く

ところ **三島商工会議所1階 TMOホール** (三島市一番町)

※会場の受付は、混雑状況により、早めに締め切る場合があります。 ※三島税務署内には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。 ※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。 (市営中央駐車場をご利用の場合は、駐車券を持参すれば無料になります。)

【申告に必要な書類】

税務署からお知らせはがき、または確定申告書が送付さ れている場合はご持参ください。

- · 収支内訳書、青色申告決算書
- ・昨年の確定申告書、収支内訳書の控え
- ・源泉徴収票(給与、配当、公的年金など)
- 控除証明書(社会保険料、生命保険料、地震保険料)
- ・金融機関の預貯金口座のわかるもの
- · 印鑑、筆記用具、電卓

復興特別所得税の記載漏れに ご注意ください

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別 所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%) を、所得税と併せて申告・納付することとされ ています。

確定申告書の作成にあたっては「復興特別所 得税」欄の記載漏れがないようご注意ください。

※昨年の確定申告書、収支内訳書の控えなどをお持ちください。 申告相談に時間がかかったり、申告を受け付けできない場合 があります。

引き下げます 相続税の基礎控除

□ 三島税務署 ☎ 055-987-6711 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp



財産を相続したときにかかる相続税。しかし、相続する財産の総額が 「基礎控除額」を超えなければ、申告は必要ありません。

平成27年1月から、税制改正により基礎控除額が引き下げられます。 例えば、妻と子ども2人(相続人が3人)の場合の基礎控除は、次のよ うに改正されます。

【平成26年12月31日まで】 5,000万円+(1,000万円×3人) = 基礎控除 8,000 万円



【平成27年1月1日以降】 3,000 万円 + (600 万円×3人) = 基礎控除 4,800 万円

相続する財産の総額が基礎控除額を超す場合は、相続の開始があったことを知った 日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地の 所轄税務署に申告・納税する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

会場は大仁庁舎です

平成 26 年分所得税の確定申告

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談、 申告書の受付は、2月13日(金)から3月16日(月)までです。

□ 市役所税務課

2 055-948-2918

市が開催する確定申告相談会

とき/2月13日(金)~3月16日(月)

※期間中、土曜日・日曜日を除く。 午前の部/9:00~11:00

午後の部/13:00~16:00

※来場者の人数などによっては、予定時 間よりも早く受付を終了する場合があ ります。

市役所では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費 税の申告相談は行っていません。三島税務署で開催 する確定申告相談会で申告相談をしてください。

ところ/市役所大仁庁舎

2階第1会議室

※伊豆長岡庁舎、韮山庁舎、韮山福祉・保健 センターでは行いません。



公的年金などを受給している皆さんへ



公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金 などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税 および復興特別所得税の確定申告をする義務はありません。ただし、還付 を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、確定申告は不要で あっても住民税の申告をすることで控除が受けられる場合があります。ご 不明な点はお問い合わせください。

各種控除についての詳しい内容、計算式、持ち物などについては、国税 庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)や市ホームページをご覧いただく か、三島税務署(☎ 055-987-6711)、市役所税務課へお問い合わせください。

5 2015.1.1 いずのくに 2015.1.1 いずのくに 4